

市立輪島病院個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、輪島市個人情報保護条例（平成18年輪島市条例第15号）及び輪島市情報公開条例（平成18年輪島市条例第14号）並びに市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年輪島市規則第18号）に定めるもののほか、厚生労働省及び国の個人情報保護委員会が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、市立輪島病院（以下「病院」という。）が保有する個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、「診療録（カルテ）」等をはじめとした生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
ただし、医療においては死者の情報も個人情報保護の対象とすることが求められており、病院では個人情報と同様に取り扱うものとする。

(個人情報の正確性の確保)

第3条 個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
2 患者・利用者・関係者から、個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、利用停止等の要求を受けた場合は、すみやかに処理しなければならない。

(個人情報の取得の制限)

第4条 病院は、個人情報を取得するときは第5条に定める範囲内で、本人から適法かつ適正な方法により取得しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
①本人の同意を得ている場合
②法令等の規定に基づく場合
③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合
④その他公益上必要があると認められる場合
2 病院は、個人情報を取得するときは、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき、及び個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報の取得が必要かつ欠くことができないと病院が認めるときは、この限りでない。

(利用目的)

第5条 個人情報とは、原則として下記の目的に沿った範囲内で、業務上必要な範囲内に限って利用しなければならない。

(1) 当院職員が個人情報を利用できる場合

- ①医療・介護その他のサービスを提供する場合
- ②医療・介護保険事務に利用する場合
- ③会計、経理その他これらに附随する業務に利用する場合
- ④入退院等の病棟管理その他の管理運営業務に利用する場合
- ⑤医療事故等を報告する場合
- ⑥感染症等を関係機関へ報告する場合
- ⑦院内における医療実習等の協力を利用する場合
- ⑧医療・介護その他のサービスの質の向上等を目的とした症例研究に利用する場合
- ⑨当該患者の医療・介護等のサービスの向上に利用する場合
- ⑩業務の維持のための基礎資料作成に利用する場合

但し、⑧の場合における個人情報の利用にあつては、当院倫理委員会による審議において承認又は条件付承認の決定を受けたものに限る。

(2) 個人情報を第三者に提供できる場合

- ①他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者と連携して医療・介護その他のサービスを行っている場合
- ②他の医療機関、公的機関等からの照会、紹介等へ返答する場合
- ③刑事捜査関係の照会等に回答する場合
- ④当該患者の診療等に当たり、外部の医師等への意見・助言を求める場合
- ⑤検体検査等の業務を外部委託する場合
- ⑥ご家族へ病状等を説明する場合
- ⑦医事事務、受付事務を外部委託する場合（院内における外部業務委託に限る。）
- ⑧審査支払機関へレセプトを提出する場合
- ⑨審査支払機関及び保険者等からの照会に対し回答する場合
- ⑩委託を受けた健康診断等に係る結果等を通知する場合
- ⑪交通事故等により診療等のサービスを受けたときに、その診療費等の支払いを特定の民間保険会社等に委任している場合（情報提供先は当該特定の民間保険会社等に限る。）
- ⑫職場や学校等の事故により診療等のサービスを受けたときに、労務災害等の制度の利用の可否に関する問い合わせ等を当該職場等に行う場合
- ⑬医師賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等へ相談又は届出等をする場合

- ⑭外部監査機関へ情報提供する場合
 - ⑮本人に交付した診断書等の記載内容について、本人が提出した先の民間保険会社等からの問い合わせに返答する場合
 - ⑯がん登録事業等の公益的な事業に対し情報提供する場合
- 2 前項の利用目的については、患者から特に申し出が無い場合は、当該利用目的について同意が得られたものとして取り扱うことができる。ただし、患者から、個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、利用停止等の希望を受けた場合は、この申し出は、文書によらなければならない。

(安全管理措置)

- 第6条 個人情報保護の推進を図るため、病院内に個人情報管理委員会を設置する。
- 2 個人情報管理委員会の委員長は院長が務め、個人情報管理責任者を兼ねる。

(職員教育)

- 第7条 個人情報保護に関する研修を年1回程度行うとともに、全職員に「市立輪島病院個人情報保護規程」等の周知に努めるものとする。

(個人情報保護相談窓口の設置)

- 第8条 個人情報に関しての開示請求等に関する窓口は、診療情報管理室とする。

(個人情報漏えい時の対応)

- 第9条 当院職員又は当院関係団体より個人情報が漏えいした場合もしくは漏えいした可能性がある場合は、直ちに別紙のとおり対応しなければならない。
- 2 個人情報管理責任者は、事実関係を把握した後、臨時の個人情報管理委員会を開催し問題解決に努めるとともに、漏えいした個人情報の種類、情報量、内容等を総合的に勘案し、市役所等関係する行政機関に速やかに報告しなければならない。

(附則)

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙

患者等の個人情報を漏洩（又は確認）したときの対応手順

